第 5 章　全 体 構 想

第５章　全体構想

５－１　まちづくりのテーマ

都市計画マスタープランは、都市計画法において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めることとされ、市町村の行政運営全般の基本方針である総合計画に即して、土地利用や都市施設の整備方針等を具体的に示すものです。

美瑛町では、平成 28 年度から平成 37 年度（令和７年度）を計画期間とする「第５次美瑛町まちづくり総合計画」によりまちづくりが行われていることから、本計画においても同じテーマと将来像により策定することとします。

下図に示したまちづくりのテーマと５つの柱の下、本町の美しい自然環境や農業の営みによって創りだされる景観、それらを地域資源とする産業、そして地域とそこに住む人のつながりを大切にし、町民が健康で安心して豊かな暮らしができるまちづくりを目指します。

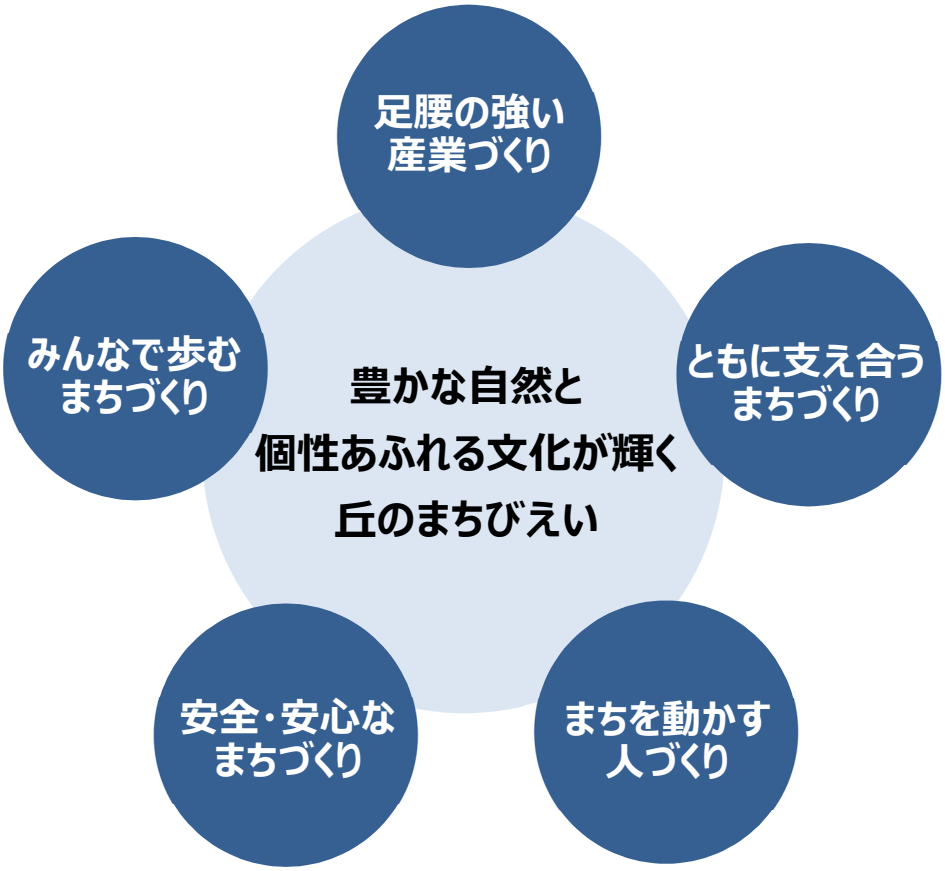

【図５－１－①：まちづくりのテーマと５つの柱】

５－２　都市の将来像

美瑛町には、美しい景観を保全するべく都市計画区域が設定されており、ＪＲ美瑛駅や役場を中心に用途地域が指定され、種々の都市施設や公共公益施設が立地する等、既にコンパクトな市街地が形成されています。

そうした中、前述したとおり人口減少が続いており、道路や公園、上下水道等の社会インフラや公共公益施設については、全体的に老朽化が進行しています。

これらから、引き続き健全な行政運営と生活環境の維持、地球環境に優しい都市構造を築く上では、市街地規模の適正化とそれに伴う町民の円滑で環境負荷の少ない移動手段の確立、社会インフラの長寿命化対策、防災・減災の取り組み、人口減少等の長期的な視点に立った公共公益施設の配置の見直し等が必要となります。

一方、本町は美しい景観等の類いまれな地域資源を有しており、基幹産業である農林業と商工業・観光業の連携による持続的な地域の発展が期待されます。

以上のことから、今後本町に求められる都市の将来像を次のとおり定めます。

「地域資源をいかした産業に支えられ、安全安心で良好な環境や美しい景観の下、誰もが住んでみたいと感じる優しい都市」

５－３　将来展望人口

本町の総人口は、2019 年（令和元年 7 月末）時点では、第 1 次計画策定当時の人口（平成 11 年：12,102 人）の 82%となる 9,950 人となっています。

一方、平成 28 年に策定した「美瑛町人口ビジョン」における 2040 年の人口については、国立社会保障・人口問題研究所が推計した数値 6,732 人に対し、将来展望人口を約 8,000 人としています。

５－４　基本方針

①　基本的な考え方

都市の将来像を実現するべく、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本として、市街地の無秩序な開発や拡大を抑制し、既存ストック(※)の有効活用の促進や生活に欠かせない社会基盤整備と維持管理に努めることにより、都市の防災性の向上が図られ、誰もが安心して心豊かに住み続けられる環境を構築し、さらに資源循環が進んだ効率的な都市構造を目指します。

それらの都市基盤の基に、基幹産業である農業の振興と美しい景観等の類まれな地域資源をいかした産業を強化するとともに、地域福祉の充実や子育て支援や未来の本町を担う人づくりを推進し、安全安心で自然と調和した人に優しい良好な環境の下、誰もが住んでみたいと感じる優しい都市を創造します。

これらの考え方に基づき、本計画の基本方針をまちづくりの柱として掲げた５つの分野別施策ごとに整理します。

②　分野別施策１　足腰の強い産業づくり

足腰の強い産業の存在は、まちの安定した経済基盤の確保と雇用の創出を図る上で欠かすことのできない条件です。

農林業の営みが生み出す丘陵地の美しい景観は、類まれな地域資源としての価値を有し、地域産業の発展を支えています。

基幹産業である農業、林業の振興を図り、経済の基盤を強化するとともに、６次産業(※)の振興を図り、農林業・商工業・観光業が連携した地域づくりを進めます。

基本方針１　産業振興

１－１　**農業の振興を図るべく、優良な農地の確保と効率的で円滑な農地の流動化を促進するとともに、農村地域の環境や施設の整備を推進します。**

１－２　**農業人口の減少に備えて担い手対策を積極的に展開し、農業労働力の確保や新規就農者の受入体制の強化を図ります。**

１－３　**森林資源の有効活用による地材地消を促進し、持続可能な循環型社会を形成します。**

１－４　**町内業者の持続的な発展に向けた支援を強化するとともに、町内の雇用創出や雇用機会の確保、拡大を図ります。**

１－５　**町内業者の協力体制によって地場産品の振興を図るべく、農林業と商工業・観光業の連携による６次産業化を推進します。**

（次ページに続く）

１－６　地域資源の多様性・持続性を確保できるよう観光ルート等の検討や環境整備を進めるとともに、豊かな自然環境を活用したサイクルツーリズムを推進します。

１－７　観光アドバイザー等による観光マナー啓発と観光スポットの保全を行うとともに、インバウンド(※)の受入体制を強化する等、国際化に対応できる観光地域づくりを目指します。

１－８　豊かな自然環境を活用した白金エリア全体の魅力発信や活性化策の検討を行います。

１－９　恵まれた自然環境による再生可能エネルギーの地産地消を進めることで、地域資源の有効活用と環境保全型低炭素社会に対応した取り組みを推進します。

基本方針２　移住･定住

２－１　空き家等の情報発信や定住希望者の受入体制の充実を図りながら、空き家・空き地を有効活用したまちなか居住や都市施設整備等を推進します。

２－２　定住促進住宅や二地域居住体験住宅等、幅広い需要に適応した住宅の確保を図り、本町での暮らし体験や移住定住を促進します。

基本方針３　市街地活性化

３－１　商店街の空洞化を抑制するため、中小企業者等の活性化及び経営力の強化を図り、賑わいのあるまちづくりを進めます。

３－２　本通・丸山通を中心とした既存交流施設等の連携や未利用地の有効活用によって、観光客の回遊性の向上を図り、交流人口や滞在時間の増加による中心市街地の活性化を推進します。

３－３　中心市街地の更なる発展を目指して、本通・丸山通等に必要となる都市基盤について十分検討し、利用者のニーズにあわせた整備を進めます。

③分野別施策２　ともに支え合うまちづくり

年齢や性別を問わず、誰もが健やかに暮らすことのできる地域の創造は、まちづくりの基本です。

子育て世代や高齢者、障がい者等、全ての町民が安心して暮らせる地域福祉の充実を図るとともに、一人一人が自分らしく暮らし続けられる地域づくりを目指し、施設等のバリアフリー化や長寿命化、適切な配置を促進します。

基本方針１　地域福祉

１－１　公共施設や施設間を結ぶ道路のバリアフリー化や高齢者の移動支援対策を推進します。

１－２　計画的な機能改善による公共施設の長寿命化や長期的な視点に立った施設配置の見直し等、利便性向上に向けた取り組みを行います。

１－３　子育て世代や高齢者、障がい者等、多様化するニーズに対応できる住環境や施設整備並びに支援体制の充実を図り、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

基本方針２　保健･医療

２－１　既存施設の更なる利活用の促進や高齢者や障がい者に配慮した施設配置を行います。

２－２　地域医療・予防医療の確保や医療水準の維持、向上を目指します。

④分野別施策３　まちを動かす人づくり

まちづくりの主役は、美瑛町に暮らす全ての町民です。

児童･生徒･青少年を育成する環境の確保を図るとともに、芸術文化、スポーツ、趣味・教養等、年代や境遇に関係なく誰でも参加できる生涯学習環境を整え、町民の学びのニーズに応えます。

基本方針１　教育

１－１　通学路や教育施設の安全対策やバリアフリー化を推進し、日常的な安全管理と通学環境を確保します。

１－２　教育施設の適切な維持管理と計画的な改修を図り、子どもたちが安全安心に学ぶことができる教育環境を確保します。

基本方針２　生涯学習･芸術文化

２－１　スポーツや芸術文化活動を推進するため、生涯学習施設等の有効活用や機能の充実を図ります。

⑤分野別施策４　安全･安心なまちづくり

全ての町民が安全な環境の中で日々の暮らしを送り、安心して生活できる基盤の整備は、まちづくりの基本です。

持続的、計画的な土地利用を図るべく「コンパクトなまちづくり」を推進するとともに、自然景観の保全・美化を推進し、「丘のまちびえい」の魅力を維持･発展させていきます。

生活に欠かせない社会基盤については､本町特有の自然環境と調和した整備と維持管理に努めるとともに、効率性・快適性・安全性に配慮した交通ネットワーク形成やバリアフリー化を推進します。

十勝岳噴火への対応を始め、防災対策を強化し、町民の生命と財産を守る防災体制の整備や訓練の機会を拡充します。

基本方針１　土地利用

１－１　本町をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指します。

１－２　用途地域内における土地の高度利用を図るとともに、都市的土地利用を図る見通しのない土地の区域については、用途地域の指定の必要性等を検討し、土地利用の見直しを図ります。

１－３　用途地域に隣接する区域については、農地に係る法制度と産業振興に十分留意しながら、必要に応じて特定用途制限地域の指定を検討します。

１－４　農用地については、健全な農業の維持と発展を図るため、農業振興地域整備計画に基づく適切な指定・管理を行います。森林や樹林地については、適切な管理により豊かな自然環境として保全を図ります。

１－５　利便性や快適性を享受できる都市づくりを進めるため、未利用地を活用する等、幹線街路沿線への利便施設の誘導を図ります。

１－６　景観条例に基づき、市街地や農地等の周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図ります。

１－７　洪水や土砂災害危険箇所等の災害発生の可能性のある地区については、市街地化を抑制するとともに減災対策を行う等、災害の防止に努めます。

基本方針２　社会基盤整備

２－１　都市間の連携を強化するため、基幹的な交通ネットワークとなるＪＲや都市間バス等の公共交通の確保を図ります。

２－２　老朽化した道路や歩道の計画的整備、バリアフリー化を推進するとともに、社会基盤施設の適正な維持管理及び長寿命化対策に努めます。

２－３　移動の高速化や空港等の交通拠点とのアクセスを強化するため、都市間道路交通網の整備促進を図ります。

２－４　既存路線の活用を含めた総合的な視点から交通ネットワークの再構築を図る等、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を見据えて、長期未着手の都市計画道路の見直しを検討します。

２－５　利用者の安全性や利便性の向上のため、道路の路肩拡幅及び駐車施設等の安全対策を強化するとともに、サインの多言語化や自転車通行路のゾーニング化等を推進します。

２－６　公営住宅等長寿命化計画等に基づき、町営住宅の整備と適正管理、老朽化した団地の建替を行います。

２－７　公園施設長寿命化計画に基づき、利用者ニーズに応じた公園の再整備や施設の長寿命化対策、公園緑地の適正な管理と環境整備に努めます。

２－８　文化的かつ衛生的な都市生活の充実と確保に向け、上下水道の計画的な整備と効率的な維持管理、並びに合併処理浄化槽の設置推進を図ります。

２－９　町民や観光客が広く情報収集できるよう、引き続き施設の適切な管理に努めるとともに、災害等の緊急情報等も幅広く取得できるよう情報通信網の拡充に努めます。

２－10　環境負荷の少ない循環型社会の実現や環境美化を心がけた美しいまちづくりのため、ゴミの減量化や不法投棄防止対策、リサイクル推進施策を実施します。

２－11　街路灯や防犯灯のＬＥＤ化等によって、明るく安全な市街地の生活環境を確保します。

基本方針３　防災

３－１　災害時における避難情報等を町民に的確に伝達するための防災設備の充実に努めます。

３－２　避難施設の適正な配置見直しや耐震化、ライフラインの老朽化対策を図るとともに、防災訓練や防災教室等の更なる充実によりハードとソフト両面での防災体制の強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進します。

３－３　緊急輸送道路や避難路等の計画的な整備を進め、必要に応じて無電柱化等を実施する等、地域住民の安全確保を第一とした災害に強い道路づくりを推進します。

３－４　町民の安全安心な暮らしを守るため、河川改修や適正な維持管理を進める等、関係機関が連携した治水対策に取り組みます。

⑥分野別施策５　みんなで歩むまちづくり

これからのまちづくりには、町民、企業、学校、行政が手を取り、知恵を出し合い、互いに協力していくことが必要です。

対話、交流、懇談等、多様な手段を活用することで、まちづくりの意向や意見を把握し、それを施策に反映していきます。

地域に開かれ、効率的な行政運営に努めるとともに、財政の効率化を図り、永続的に発展していくための基盤を構築します。

基本方針１　住民協働

１－１　町民と行政が一体となり、みんなでつくるまちづくりを推進します。

１－２　地区計画や建築協定、景観条例等による町民主体のまちづくりを推進します。

１－３　町民との協働や大学等の専門的知見の活用等、官民学連携による美瑛町らしい景観を形成します。

基本方針２　日本で最も美しい村づくり

２－１　町民参加による景観修景(※)や環境美化活動等を通じ、郷土に対する理解を深めながら、「日本で最も美しい村」活動を推進し、かけがえのない地域資源の保護を図ります。

基本方針３　景観形成

３－１　美瑛町らしい美しい景観づくりの推進のため、景観条例や景観計画及び関連法に基づき、乱開発防止や自然景観の保全を図ります。

３－２　農業振興を前提としながら、農業者等関係者の相互理解の下、景観との調和に配慮した土地利用、農業施設整備の方法について検討し、景観を保全します。

３－３　屋外広告物の設置について、景観と調和させる取り組みを展開することを目的に、制限を設けた条例の策定を検討します。

３－４　景観に配慮した空間形成のため、景勝地を中心とした道路等の無電柱化を推進します。

３－５　街路樹等景観整備計画に基づく街路樹等の整備や保全によって、自然と調和した街並み空間の再生を目指します。

５－５　将来都市構造

基本方針に基づくまちの姿として、「将来都市構造」を示します。将来都市構造は、基本方針をより身近に具体化する単位として「地域」を設定し、土地利用で区分される「エリア」、都市の中心である「拠点」、都市の軸線である「交通軸」により構成します。

地域	市街地域	用途指定がなされている地域、及び隣接地を「市街地域」とします。
	丘陵地域	市街地域及び山岳地域を除く全ての地域を「丘陵地域」とします。
	山岳地域	大雪山国立公園を含む周辺地域を「山岳地域」とします。
土地利用区分	市街地エリア	用途地域が指定されているエリアを「市街地エリア」と設定します。 コンパクトで機能的な市街地として住宅、商業、工業、公園等の各機能で構成します。
	農地エリア	市街地エリアを取り囲む農地を「農地エリア」と設定します。 都市的開発を抑制し、美瑛町の産業を支える優良な農地として、農業振興地域内の良好な農用地で構成します。
	森林エリア	町の外縁部に位置し市街地エリアや農地エリアを取り囲むエリアを「森林エリア」と設定します。 都市環境を支える自然豊かな緑空間として森林地域等で構成します。
	丘の景観エリア	“丘のまちびえい”を特徴づける地域資源である、丘陵大地と農林業の営みが生みだす美しい景観エリアを「丘の景観エリア」と設定します。
拠点・交通軸	拠　点	役場や商店街、ＪＲ美瑛駅を含む様々な公共公益施設が立地する範囲を「都市拠点」と設定します。 本町の中核的な拠点して位置づけ、既存施設の更新や集約により市民生活や交流の主要な場所として機能します。
	交通軸	都市構造を支える骨格的な交通体系として、「ＪＲ富良野線」、広域的な都市間交通を処理する国道・主要道道等の「主要幹線道路」、主要幹線道路を補完し地域間を結ぶ「幹線道路」を位置づけます。

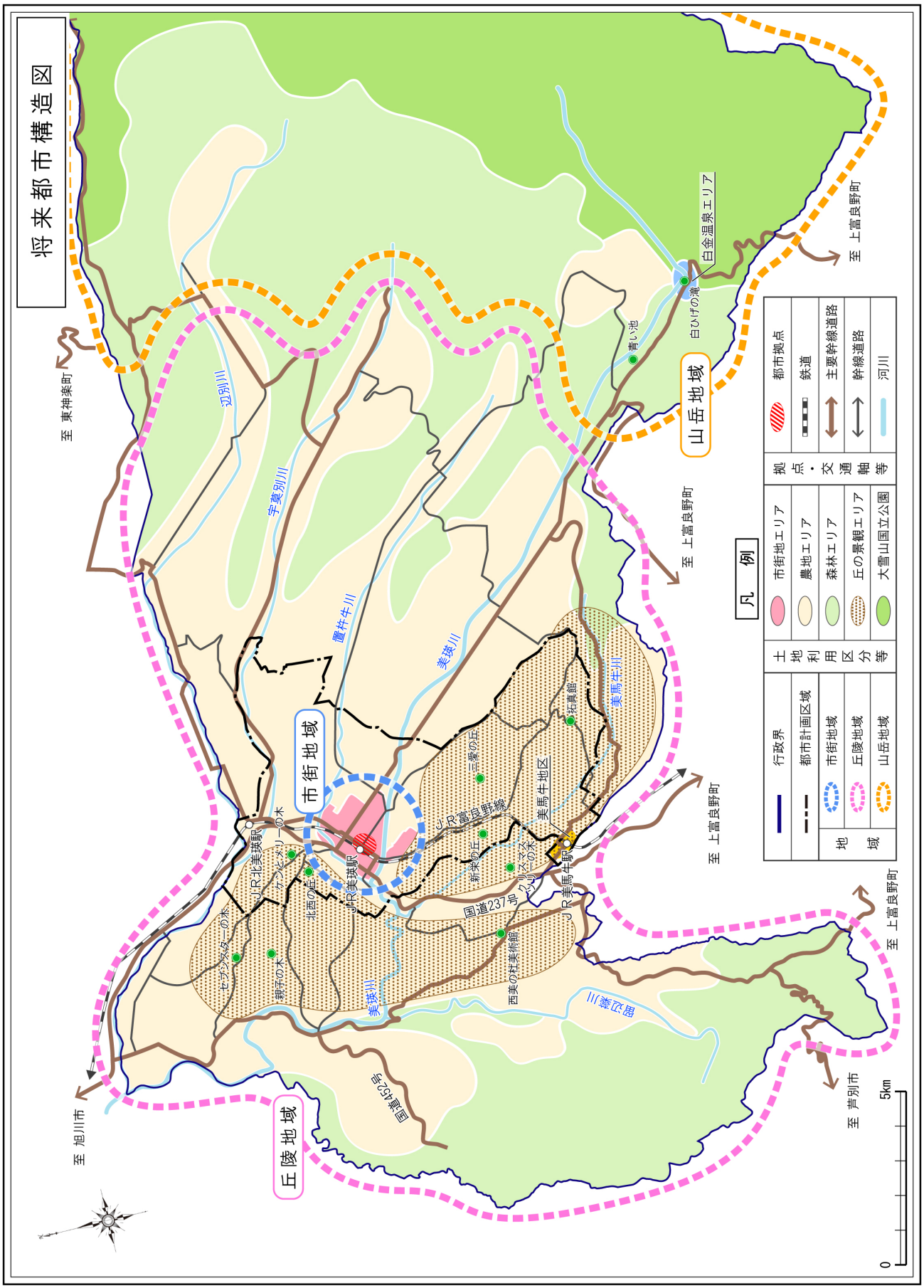
将来都市構造図
至 東神楽町
至 旭川市
至 芦別市
至 上富良野町
至 上富良野町
至 上富良野町
至 上富良野町
辺別川
宇莫別川
置杵牛川
美瑛川
美馬牛川
国道237号
国道452号
JR北美瑛駅
JR美瑛駅
JR美馬牛駅
JR富良野線
市街地域
丘陵地域
山岳地域
白金温泉エリア
白ひげの滝
青い池
セブンスターの木
親子の木
ケンとメリーの木
北西の丘
新栄の丘
三愛の丘
拓真館
美馬牛地区
クリスマスの木
西美の杜美術館
凡　例
行政界
都市計画区域
地域
市街地域
丘陵地域
山岳地域
土地利用区分等
市街地エリア
農地エリア
森林エリア
丘の景観エリア
大雪山国立公園
拠点・交通軸等
都市拠点
鉄道
主要幹線道路
幹線道路
河川
0
5km

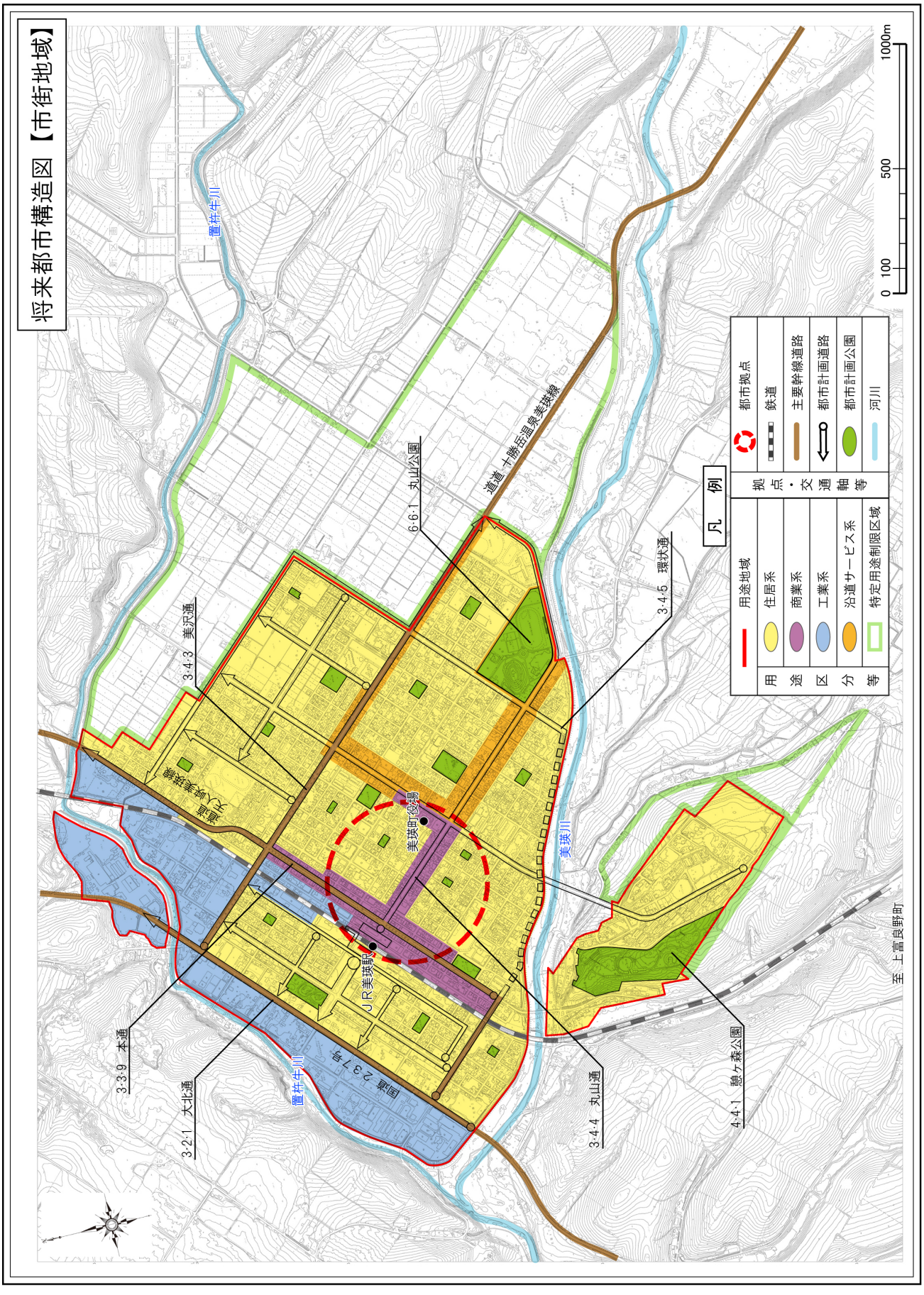
将来都市構造図【市街地域】
凡　例
用途区分等
用途地域
住居系
商業系
工業系
沿道サービス系
特定用途制限区域
拠点・交通軸等
都市拠点
鉄道
主要幹線道路
都市計画道路
都市計画公園
河川
0
100
500
1000m
置杵牛川
道道 十勝岳温泉美瑛線
6·6·1 丸山公園
3·4·5 環状通
3·4·3 美沢通
道道 大久保美瑛線
美瑛町役場
JR美瑛駅
美瑛川
3·3·9 本通
3·2·1 大北通
置杵牛川
国道 237号
3·4·4 丸山通
4·4·1 憩ヶ森公園
至 上富良野町